

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

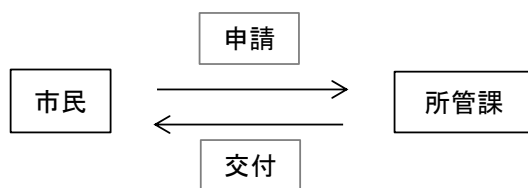
処 分 名	危険物施設の許可書等の再交付	
処 分 の 概 要	許可書等の交付を受けている者の申請に基づき、再交付を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市危険物規制規則(昭和61年規則第19号)	
条 項	第19条	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	3日
判断基準	<p>松山市危険物規制規則第3条の許可書、危険物の規制に関する規則第6条の4第2項のタンク検査済証又は危険物の規制に関する規則第62条の3第3項の保安検査済証(以下「許可書等」という。)の交付を受けている者で、当該許可書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市危険物規制規則 (趣旨) 第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第3章、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可書等の再交付の申請) 第19条 第3条の許可書、府令第6条の4第2項に規定するタンク検査済証又は府令第62条の3第3項に規定する保安検査済証(以下「許可書等」という。)を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者は、危険物許可書等再交付申請書(様式第16号)により市長にその再交付の申請をすることができる。 2 許可書等を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をするときは、同項の申請書に当該汚損し、又は破損した許可書等を添えて提出しなければならない。 3 市長は、第1項の申請が正当な理由があると認めるときは、許可書等を申請者に再交付するものとする。 4 許可書等を亡失したことによりその再交付を受けた者は、亡失した許可書等を発見したときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

3日



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。